

令和6年度目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第

令和6年10月23日(水) 午前11時～

総合庁舎4階 特別会議室

○ 委嘱式

- 1 開会
- 2 委嘱状伝達
- 3 区長あいさつ
- 4 審議会の進め方について
- 5 委員の紹介
- 6 区側出席職員の紹介
- 7 会長互選
- 8 会長ごあいさつ

○ 審議会

- 1 開会宣言
- 2 会長職務代理者の指定
- 3 会長職務代理者ごあいさつ
- 4 諮問

=区長・副区長退席=

- 5 傍聴・資料等の取扱い（説明）
（傍聴者あれば入場）
- 6 資料の内容説明
- 7 審議（質疑応答）
- 8 今後の進め方
- 9 閉会

終 了

【今後の予定】

第2回 審議会 11月15日（金） 午後1時30分～

第3回 審議会 11月22日（金） 午前9時00分～

目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

目黒区特別職報酬等審議会委員名簿

令和6年10月20日現在

選出団体名	委員 職・氏名	備 考
目黒区町会連合会	副会長 いまい たかし 今井 孝志	
目黒区納税貯蓄組合連合会	会長 おかだ ひろみ 岡田 浩美	
目黒法人会	理事 おがわ かつよ 女性部会長 小川 加津代	
目黒区住区住民会議連絡協議会	きたざわ なおふみ 八雲住区住民会議会長 北澤 尚文	新任
目黒女性団体連絡会	会員 さいとう ますみ 齊藤 眞澄	新任
目黒区法曹会	会長 さいとう ゆういち 齋藤 祐一	新任
連合目黒地区協議会	事務局長 しょうじま たけひこ 荘島 猛彦	
目黒区立中学校PTA連合会	会長 ほりうち かずしげ 堀内 一成	新任
目黒区民生児童委員協議会	会長 まつざき ひろこ 松崎 ひろ子	
目黒区商店街連合会	副会長 よだ えつこ 依田 悦子	

(氏名50音順・敬称略)

(写)

目総総第7471号

令和6年10月23日

目黒区特別職報酬等審議会会長 宛て

目 黒 区 長

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額
等について

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに
期末手当の額について、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に
基づき、諮問します。

以 上

特別職報酬等審議会 資料1

1	令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要	1
2	これまでの当審議会における審議の方向等について	7
3	令和5年度目黒区特別職報酬等審議会の答申概要について	8

令和6年10月

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和6年10月9日(水)
特別区人事委員会

【 月例給・特別給ともに3年連続引上げ 】

- 公民較差：11,029円(2.89%)
- 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
【初任給】Ⅰ類：23,800円増 Ⅲ類：23,900円増
- 特別給(期末手当・勤勉手当)：年間の支給月数を0.2月引上げ
(現行4.65月→4.85月) 期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与：約26万7千円の増(公民比較対象職員)
- 扶養手当：配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(令和6年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
58,194人	32,441人	382,163円	38.8歳

2 民間給与実態調査の内容(令和6年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査(調査完了677事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
393,192円	382,163円	11,029円(2.89%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.87月分	4.65月	0.22月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上

げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 10,268 円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年 4 月 1 日時点の 864 人に対し、本年 4 月 1 日時点で 627 人、減少数は 237 人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の 16 人で約 7 % に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ

	現 行 給 料 月 額	改 定 後 給 料 月 額	改 定 額
I 類	196,200 円	220,000 円	23,800 円
III 類	158,100 円	182,000 円	23,900 円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引上げ（現行 4.65 月→4.85 月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和 6 年 4 月 1 日 特別給：条例の公布の日

（参考 1）公民較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
9,191 円	0 円	1,838 円	11,029 円

（参考 2）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,425 千円	約 6,691 千円	約 267 千円

(参考3) モデルケースによる試算

○ケース1 係員(1級29号給、22歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
235,440円	264,000円	28,560円	約3,920千円	約4,448千円	約528千円

○ケース2 係長(3級37号給、35歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
370,080円	383,760円	13,680円	約6,300千円	約6,615千円	約316千円

○ケース3 課長(5級61号給、45歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
622,800円	627,360円	4,560円	約10,509千円	約10,723千円	約213千円

○ケース4 部長(6級57号給、50歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
748,800円	753,720円	4,920円	約12,771千円	約13,026千円	約254千円

(注) 1 「差」は、端数処理をしているため、「改定後」から「改定前」を引いた値と一致しない場合がある。

2 給与月額及び年間給与は、給料(行政職給料表(一))、地域手当(20%)及び管理職手当を基礎に算出

Ⅲ 扶養手当について

国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、区の状況に応じた見直しを図ることが適当である。

1 改正内容

- ・配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(以下「配偶者等」という。)に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ
(配偶者等: 6,000円→廃止、子: 9,000円→10,500円)

2 実施時期

- ・令和7年4月1日
- ・受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

Ⅳ 今後の給与制度

国の給与制度のアップデートを踏まえ、特別区の実情、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、見直しに向けて検討が必要である。

人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成（P 14）

- ・行政は、地域共生社会の実現や災害対策、DXの推進等、複雑・多様化する行政課題の解決のため、未来を切り拓く人材の確保と育成が急務と言える。

2 時代に応じた採用制度の見直し（P 14）

■将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- ・有為な人材の確保と職員の成長支援、研修等の環境整備に重点的に取り組む必要がある。
- ・公務への取組で得られる職員自身の成長実感がやりがいにつながり、組織パフォーマンスの向上に資する。

■採用環境を踏まえた採用試験・選考の実施

- ・試験内容の変更等、採用試験・選考の見直し・検証を継続して取り組んでいく。
- ・令和7年には、SPIを活用した新たな試験方法を追加し、I類採用試験で実施を予定している。

■採用PR等の戦略的な展開

- ・有為な人材の確保には、公務の魅力を広く発信することが肝要であり、PR活動をいかに就職・転職活動中の者へ届けるかが重要である。
- ・就職活動前の学生も対象とした職場体験の機会の提供は、公務の魅力への理解を深めることができるため、積極的な取組が求められる。
- ・内定後から採用までの間、特別区で働く意欲を向上させる取組が重要である。

■障害者の雇用促進

- ・障害者のキャリア形成の支援により障害者雇用の質の向上が求められている。

■専門人材の活用

- ・自治体DXの推進に向けた課題と必要なスキルを見極め、職員の得意分野を活かした適切な人材管理を行うことが肝要である。
- ・行政需要の高度化やDX推進の必要性の高まりに伴い、特定任期付職員の活用を早急に検討する必要がある。

3 人材の育成（P 18）

■人事評価制度の適切な運用

- ・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要である。
- ・職務に求められる能力を可視化し、職員がその達成度を認識することで自身の成長を実感できる環境づくりが必要である。
- ・評価者による定期的な面談と職員の多様な能力を踏まえた指導・助言を行うことが肝要である。

■若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成

- ・従来の研修やOJTの充実に加え、キャリア形成支援に係る取組やきめ細かい人事上の対応を図るなど、これまでとは異なる視点による人材育成の推進が必要である。

- ・主任職昇任選考に対する試験制度の工夫や適切な合格者数の管理が重要である。

■管理職を担う者の人材育成

- ・管理職を担うべき人材を早い段階から育成することが必要である。
- ・様々なスキルを有する職員をマネジメントする能力を身に付ける研修を行い、管理職を担う人材を積極的に確保していかなければならない。

■女性活躍の推進

- ・働き方が多様化する中で、それぞれの職員に対して適正に評価することにより、適切な人材育成と積極的な登用を図る必要がある。
- ・昇任選考受験に対する支援や昇任への不安解消に向けたサポート体制を整備することが重要である。

■時代に適応した組織マネジメントの確立

- ・人事施策を戦略的に行うためには、管理職員のマネジメント能力だけに頼らない人材マネジメント体制を構築する必要がある。
- ・職員の成長を最大限引き出すため、職員の働き方や個人の価値観の多様化等に適応した組織マネジメントを確立することが求められる。

■高年齢層職員の能力及び経験の活用

- ・高年齢層職員が早い段階から高齢期の働き方のイメージを持ち、これまで培ってきた知識経験を存分に活かすことができる環境を整えることが必要である。

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（P23）

- ・多様で柔軟な働き方の重要性の見直しや人材確保競争の激化が進み、特別区においても限られた人的資源を最大限活かすことが必要である。
- ・全ての人が柔軟に働き活躍できる職場環境の整備は、職員がやりがいや意欲を高めキャリア形成や成長実感を得ながら自己実現していくことや、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を向上させることにつながる。
- ・多様で柔軟な勤務環境の整備には、組織マネジメント及び制度を活用できる職場風土の構築が重要である。

■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

（勤務環境の制度・整備等）

- ・テレワークは多様な働き方やワーク・ライフ・バランスという観点だけではなく、事業継続や業務効率等の観点からも導入と活用が必要である。
- ・フレックスタイム制導入の検討が引き続き必要である。
- ・定年引上げに伴い、高年齢層職員の多様な働き方のニーズに応えるため、勤務環境の整備が重要である。
- ・働き方の選択肢を広げるとともに、職場に適した制度の活用ができる職場風土の構築が必要である。

(仕事と生活の両立支援)

- ・男性職員の育児休業取得率等が向上しており、各区の取組が進んでいる。
- ・性別や職層に関係なく仕事と生活が両立できる勤務環境の整備に向け、男性の育児休業の長期化、代替措置の充実や復帰後支援等の取組を図ることが必要である。

■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

(長時間労働の是正)

- ・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、DX推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要である。
- ・教職員の長時間労働是正に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要である。

(年次有給休暇の取得促進)

- ・管理職の年次有給休暇の取得促進は、休みやすい勤務環境づくりを推進する上でも有効である。
- ・時間単位休暇を除いた年5日以上を取得ができるように配慮することは、職員の健康を確保する上でも重要である。

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であるため、対応力を向上させる研修の定期的・計画的な実施が必要である。
- ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要である。

(ゼロ・ハラスメント対策)

- ・根絶の第一歩は正しい知識と理解にあり、全職員の定期的な研修受講が必要である。
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充が必要である。
- ・国・東京都等の動向を適時に捉えた、カスタマー・ハラスメント防止に向けた積極的な取組を推進する必要がある。

2 区民からの信頼の確保 (P28)

- ・コンプライアンス意識の醸成・向上等を目的とする研修を定期的・継続的に実施する必要がある。
- ・職員からの通報制度の整備への積極的な取組が望まれる。

特定任期付職員採用制度についての意見の申出

- ・特定任期付職員採用制度を導入する場合において、給料表及び期末手当・勤勉手当等の取扱いについて意見を申し出る。

■ これまでの当審議会における審議の方向等について ■

1 審議の方向について

当審議会は、特別区人事委員会から各区の区長及び議長に対し行われた「職員の給与に関する報告及び勧告」などの資料を参考とし、区長等特別職の職責の重要性とともに、区の財政状況、一般職の給与の状況、区政を取り巻く社会経済状況及び他区の特別職報酬等の状況を総合的に勘案し、区民の代表者としての立場から、慎重に審議を行うこととしている。

2 区長等の給料に対する基本的な考え方について

特別職の職責の重要性については、平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「行政機関の最高責任者及びその補佐役として、区民の複雑・多様化する要望に応えるため、社会経済状況等を見極めた高度な見識と判断が要求され、その職責は極めて重要なものとなっている。また、議員は、区民の代表者として議会を通じ区政運営に大きく関わる一方、多岐にわたる区民要望への対応など、豊かな経験と広範な知識が求められ、その職責も極めて重要なものとなっている。以上のことから、特別職の報酬等の額は、その職務と責任の度合いに相応した適正な額とする必要があると考えられる。」としている。

これを踏まえ、報酬等の考え方について、「区議会議員の報酬及び区長等の給料については、職責の重要性を踏まえつつ、一般職の給与の状況との均衡、物価や生計費その他区政を取り巻く社会経済状況、他区の状況等を総合的に考慮する必要がある。」としている。

3 地域手当について

区長等常勤の特別職に支給される地域手当は、条例上職員の例により支給されており、平成21年11月25日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「区長、副区長の地域手当は、〈中略〉今後も従来どおり職員に準じることが妥当である。」としている。

4 期末手当の支給率について

区長等常勤の特別職に支給される期末手当は、条例上職員の例により支給されており、平成17年度までは同率であったが、一般職員については勤勉手当の割合を増加し期末手当を縮小することとされたため、「特別職の期末手当の支給率については、一般職の職員の例とは切り離し、独立した支給率を設定することが妥当であると判断する。」(平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申)とし、平成18年度以後、現行の取扱いとされている。

令和5年度目黒区特別職報酬等審議会答申（概要）について

1 審議結果

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料月額、令和5年の特別区人事委員会勧告が、職員の月例給で3,722円（0.98%）の公民較差を解消するために初任給及び若年層に重点を置きつつ職員の月例給引上げを勧告することから、部長級職員の改定率0.30%を月例給に反映し、同率の増額改定とすることが適当である。

また、特別給の支給月数については、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、令和5年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引上げ月数に準拠して、年間0.10月分引上げ、議員にあっては3.55月に、区長等特別職にあっては3.60月に引上げることが適当である。

2 改定内容

議員報酬月額、区長、副区長及び教育長の給料月額並びに期末手当の支給月数を、次の額・月数に改めることが妥当である。

議長	報酬月額	905,000円
副議長	//	791,000円
委員長	//	658,000円
副委員長	//	628,000円
議員	//	598,000円
区長	給料月額	1,058,000円
副区長	//	847,000円
教育長	//	741,000円

期末手当	年間支給月数	議員	3.55月
		区長等	3.60月

3 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

特別職報酬等審議会 資料2 (参考資料)

○ 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧	1
○ 23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧	2
○ 平成18年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過	3
○ 給料等の改定経過	4
○ 23区特別職等の期末手当支給月数	5
○ 令和6年度目黒区一般会計歳入・歳出予算	6
○ 令和5年度～令和7年度の収支（見通し）	7

令和6年10月

23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧

(令和6年6月1日現在世田谷区調べ)

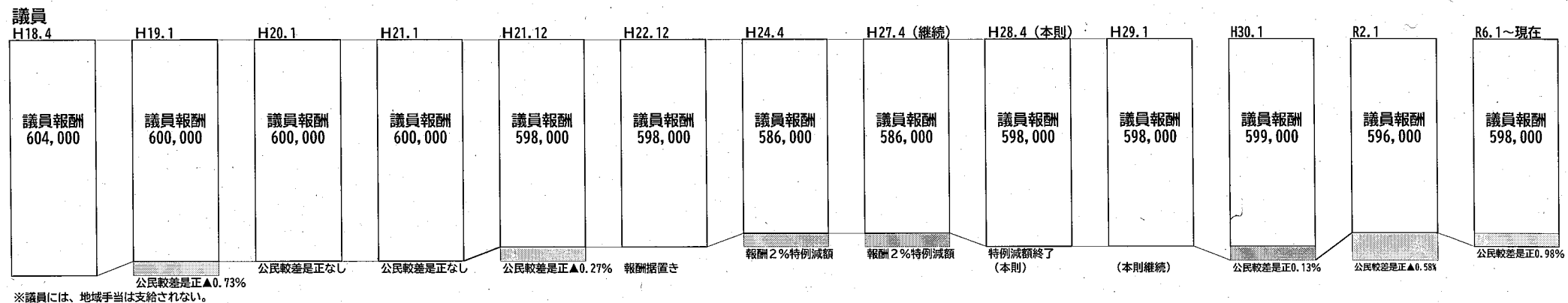
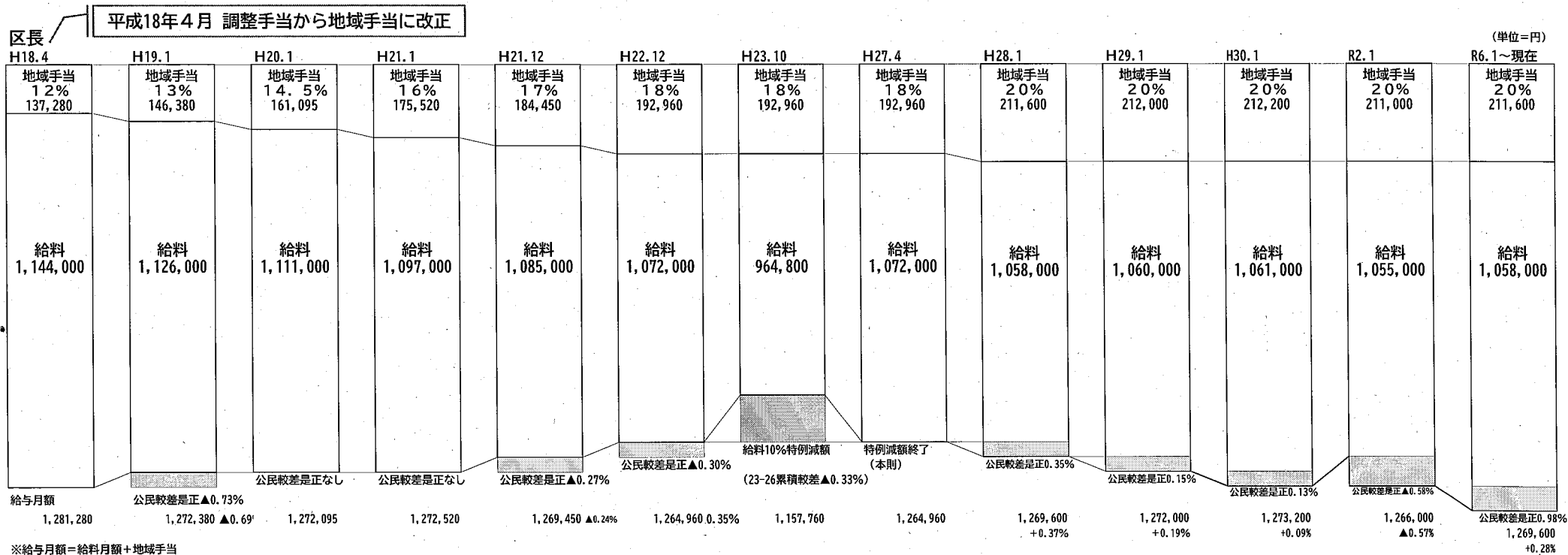
	区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位
1	千代田	22,517,860	3	17,982,770	5	15,916,590	10	0	10	0	18	16,196,750	8	14,165,590	2	11,906,800	1	11,363,990	1	10,821,180	6
2	中央	22,151,052	9	17,759,198	12	15,860,536	11	0	10	0	18	16,066,260	12	13,638,240	14	11,313,540	16	10,951,920	16	10,555,860	15
3	港	22,458,260	4	18,059,880	4	16,780,060	1	0	10	13,424,760	4	16,222,920	7	14,022,840	5	11,680,360	7	11,192,640	5	10,977,260	2
4	新宿	21,727,239	17	17,426,284	17	14,849,418	21	13,366,330	3	12,995,558	6	15,637,260	19	13,344,455	22	10,985,670	22	10,490,820	22	10,210,405	22
5	文京	21,313,177	21	17,248,284	19	15,761,830	12	0	10	0	18	15,527,803	21	13,308,826	23	10,920,321	23	10,465,447	23	10,091,142	23
6	台東	22,349,554	6	17,966,132	6	15,410,774	17	0	10	0	18	16,224,945	6	13,929,795	6	11,546,370	11	11,052,030	12	10,663,620	10
7	墨田	22,120,174	10	17,858,844	9	16,483,597	3	0	10	12,280,377	12	16,037,268	14	13,776,048	11	11,393,070	14	10,993,008	14	10,662,522	11
8	江東	22,300,064	8	17,809,212	11	15,592,698	14	0	10	12,277,563	13	15,991,668	15	13,776,372	10	11,612,997	8	11,059,173	10	10,557,270	14
9	品川	17,507,577	23	17,595,651	15	15,298,069	19	0	10	13,000,487	5	15,832,911	17	13,512,126	19	11,191,341	20	10,761,566	20	10,383,364	20
10	目黒	21,672,072	19	17,349,948	18	15,178,644	20	12,904,920	4	12,495,240	10	15,518,487	22	13,563,672	16	11,283,055	17	10,768,630	19	10,254,205	21
11	大田	22,423,329	5	18,167,096	2	16,253,638	5	12,254,727	8	12,254,727	14	16,648,233	1	14,044,210	4	11,794,062	4	11,313,292	2	10,975,502	3
12	世田谷	22,107,721	11	17,017,403	21	16,068,610	9	13,898,141	2	13,478,321	3	16,412,088	5	13,896,250	7	11,749,402	5	11,184,442	6	10,884,307	5
13	渋谷	21,905,315	15	17,903,231	7	16,073,201	8	0	10	0	18	16,565,029	3	13,819,444	9	11,597,853	9	11,183,324	7	10,998,490	1
14	中野	21,931,662	14	17,605,115	14	15,432,226	16	0	10	13,498,139	2	16,104,909	10	13,645,653	13	11,692,189	6	11,164,950	9	10,630,563	12
15	杉並	22,576,893	2	18,091,933	3	15,505,637	15	13,945,736	1	13,564,383	1	14,963,736	23	13,540,782	18	11,247,274	18	10,778,784	18	10,413,430	19
16	豊島	22,006,400	13	17,506,494	16	15,312,934	18	0	10	12,982,933	7	15,718,755	18	13,723,141	12	11,326,646	15	10,953,897	15	10,618,071	13
17	北	22,339,833	7	17,893,226	8	16,386,428	4	12,226,967	9	12,365,064	11	16,150,612	9	13,862,812	8	11,526,187	12	11,053,631	11	10,755,450	9
18	荒川	22,891,808	1	18,377,368	1	16,619,532	2	0	10	0	18	16,617,070	2	14,212,440	1	11,807,810	3	11,305,350	4	10,910,560	4
19	板橋	22,025,754	12	17,655,411	13	16,205,076	6	12,898,312	5	12,511,556	9	15,854,245	16	13,631,525	15	11,235,155	19	10,801,030	17	10,453,730	17
20	練馬	21,435,377	20	17,140,414	20	16,084,984	7	0	10	11,827,581	17	15,584,352	20	13,443,147	21	11,576,850	10	11,045,817	13	10,531,860	16
21	足立	20,986,004	22	16,824,986	22	14,508,121	22	0	10	12,020,070	15	16,529,440	4	14,165,590	2	11,854,270	2	11,311,460	3	10,786,160	8
22	葛飾	21,862,620	16	17,839,897	10	15,721,652	13	12,884,370	6	12,884,370	8	16,073,292	11	13,490,396	20	11,518,320	13	11,169,280	8	10,820,240	7
23	江戸川	21,687,940	18	16,657,458	23	14,252,673	23	12,405,069	7	11,841,202	16	16,046,460	13	13,545,495	17	11,094,885	21	10,759,185	21	10,423,485	18
	平均	21,839,030		17,640,706		15,719,866		12,976,064		12,688,372		16,022,804		13,741,689		11,471,932		11,005,377		10,625,160	

23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧

(令和6年6月1日現在世田谷区調べ)

	区名	区長		副区長		教育長		常勤代表 監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位
1	千代田	1,286,000	1	1,027,000	1	909,000	3	0	10	0	18	925,000	10	809,000	1	680,000	1	649,000	1	618,000	4
2	中央	1,155,000	8	926,000	7	827,000	11	0	10	0	18	933,000	4	792,000	8	657,000	13	636,000	7	613,000	11
3	港	1,261,700	2	1,014,600	3	942,700	1	0	10	754,200	2	911,400	19	787,800	13	656,200	14	628,800	14	616,700	7
4	新宿	1,172,000	5	940,000	5	801,000	15	721,000	1	701,000	3	948,000	2	809,000	1	666,000	5	636,000	7	619,000	3
5	文京	1,258,900	3	1,018,800	2	931,000	2	0	10	0	18	925,100	9	792,900	7	650,600	19	623,500	19	601,200	20
6	台東	1,137,000	15	914,000	14	784,000	17	0	10	0	18	919,000	16	789,000	12	654,000	17	626,000	16	604,000	16
7	墨田	1,142,000	12	922,000	9	851,000	6	0	10	634,000	11	922,000	13	792,000	8	655,000	15	632,000	12	613,000	11
8	江東	1,157,000	7	924,000	8	809,000	13	0	10	637,000	9	924,000	11	796,000	5	671,000	4	639,000	6	610,000	14
9	品川	914,400	23	919,000	12	799,000	16	0	10	679,000	4	921,000	14	786,000	16	651,000	18	626,000	16	604,000	16
10	目黒	1,058,000	20	847,000	21	741,000	22	630,000	8	610,000	17	905,000	20	791,000	11	658,000	11	628,000	15	598,000	21
11	大田	1,158,200	6	929,500	6	831,600	10	627,000	9	627,000	14	931,500	5	785,800	17	659,900	10	633,000	11	614,100	10
12	世田谷	1,053,200	21	810,700	23	765,500	18	662,100	5	642,100	8	929,600	6	787,100	15	665,500	6	633,500	10	616,500	8
13	渋谷	1,114,400	17	910,800	17	817,700	12	0	10	0	18	923,100	12	770,100	22	646,300	21	623,200	20	612,900	13
14	中野	1,254,600	4	1,007,100	4	882,800	4	0	10	802,100	1	901,100	21	763,500	23	654,200	16	624,700	18	594,800	23
15	杉並	1,113,000	18	891,900	18	764,400	19	687,500	2	668,700	5	856,000	23	774,600	20	643,400	23	616,600	23	595,700	22
16	豊島	1,040,000	22	834,000	22	729,500	23	0	10	618,500	15	894,000	22	780,500	19	644,200	22	623,000	21	603,900	18
17	北	1,150,500	9	921,500	10	843,900	7	634,900	7	636,800	10	926,200	7	795,000	6	661,000	7	633,900	9	616,800	5
18	荒川	1,146,000	10	920,000	11	832,000	9	0	10	0	18	926,000	8	792,000	8	658,000	11	630,000	13	608,000	15
19	板橋	1,139,000	14	913,000	15	838,000	8	667,000	3	647,000	7	913,000	17	785,000	18	647,000	20	622,000	22	602,000	19
20	練馬	1,141,400	13	912,700	16	856,500	5	0	10	629,800	13	912,700	18	787,300	14	678,000	2	646,900	2	616,800	5
21	足立	1,078,800	19	864,900	20	745,800	21	0	10	617,900	16	944,000	3	809,000	1	677,000	3	646,000	3	616,000	9
22	葛飾	1,125,000	16	918,000	13	809,000	13	663,000	4	663,000	6	921,000	14	773,000	21	660,000	9	640,000	5	620,000	2
23	江戸川	1,145,000	11	886,900	19	758,300	20	660,000	6	630,000	12	956,000	1	807,000	4	661,000	7	641,000	4	621,000	1
	平均	1,139,178		920,583		820,422		661,389		658,712		920,335		789,330		658,883		632,091		610,235	

平成18年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過



給料等の改定経過

		H21.12～H22.11		H22.12～H23.9		H23.10～H27.3 (特例)		H27.4～H27.12		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～R5.12		R6.1～現在 (本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
区 長	給料月額	1,085,000	98.9	1,072,000	98.8	964,800	90.0	1,072,000	111.1	1,058,000	98.7	1,060,000	100.2	1,061,000	100.1	1,055,000	99.4	1,058,000	100.3
	地域手当	184,450	105.1	192,960	104.6	192,960	100.0	192,960	100.0	211,600	109.7	212,000	100.2	212,200	100.1	211,000	99.4	211,600	100.3
	合計給与	1,269,450	99.8	1,264,960	99.6	1,157,760	91.5	1,264,960	109.3	1,269,600	100.4	1,272,000	100.2	1,273,200	100.1	1,266,000	99.4	1,269,600	100.3
	前額差額	△ 3,070		△ 4,490		△ 107,200		107,200		4,640		2,400		1,200		△ 7,200		3,600	
副 区 長	給料月額	868,000	99.0	858,000	98.8	772,200	90.0	858,000	111.1	846,000	98.6	848,000	100.2	849,000	100.1	844,000	99.4	847,000	100.4
	地域手当	147,560	105.2	154,440	104.7	154,440	100.0	154,440	100.0	169,200	109.6	169,600	100.2	169,800	100.1	168,800	99.4	169,400	100.4
	合計給与	1,015,560	99.8	1,012,440	99.7	926,640	91.5	1,012,440	109.3	1,015,200	100.3	1,017,600	100.2	1,018,800	100.1	1,012,800	99.4	1,016,400	100.4
	前額差額	△ 1,760		△ 3,120		△ 85,800		85,800		2,760		2,400		1,200		△ 6,000		3,600	
教 育 長	給料月額	759,000	98.8	751,000	98.9	675,900	90.0	751,000	111.1	740,000	98.5	742,000	100.3	743,000	100.1	738,000	99.3	741,000	100.4
	地域手当	129,030	105.0	135,180	104.8	135,180	100.0	135,180	100.0	148,000	109.5	148,400	100.3	148,600	100.1	147,600	99.3	148,200	100.4
	合計給与	888,030	99.7	886,180	99.8	811,080	91.5	886,180	109.3	888,000	100.2	890,400	100.3	891,600	100.1	885,600	99.3	889,200	100.4
	前額差額	△ 2,850		△ 1,850		△ 75,100		75,100		1,820		2,400		1,200		△ 6,000		3,600	

地域手当率

H21.12=17.0%

H22.12=18.0%

H28.1=20.0%

		H21.12～H22.11		H22.12～H24.3		H24.4～H27.3 (特例)		H27.4～H28.3 (特例)		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～R5.12		R6.1～現在 (本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
議 長	議員報酬	906,000	99.7	同額	100.0	874,000	96.5	同額	100.0	906,000	103.7	同額	100.0	907,000	100.1	902,000	99.4	905,000	100.3
	(前額差額)	(△3,000)		—		(△32,000)		—		(32,000)		—		(1,000)		(△5,000)		(3,000)	
副 議 長	議員報酬	793,000	99.7	同額	100.0	752,000	94.8	同額	100.0	793,000	105.5	同額	100.0	794,000	100.1	789,000	99.4	791,000	100.3
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△41,000)		—		(41,000)		—		(1,000)		(△5,000)		(2,000)	
委 員 長	議員報酬	658,000	99.7	同額	100.0	636,000	96.7	同額	100.0	658,000	103.5	同額	100.0	659,000	100.2	655,000	99.4	658,000	100.5
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△22,000)		—		(22,000)		—		(1,000)		(△4,000)		(3,000)	
副委員長	議員報酬	628,000	99.7	同額	100.0	613,000	97.6	同額	100.0	628,000	102.4	同額	100.0	629,000	100.2	625,000	99.4	628,000	100.5
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△15,000)		—		(15,000)		—		(1,000)		(△4,000)		(3,000)	
議 員	議員報酬	598,000	99.7	同額	100.0	586,000	98.0	同額	100.0	598,000	102.0	同額	100.0	599,000	100.2	596,000	99.5	598,000	100.3
	(前額差額)	(△2,000)		—		(△12,000)		—		(12,000)		—		(1,000)		(△3,000)		(2,000)	

23区特別職等の期末手当支給月数

(令和6年6月1日現在世田谷区調べ)

	区分	区長		副区長		教育長		議員等		備考
		支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	
1	千代田	3.80	9	3.80	9	3.80	9	3.80	9	
2	中央	3.60	17	3.60	16	3.60	16	3.60	17	
3	港	4.00	3	4.00	3	4.00	3	4.00	5	
4	新宿	3.10	22	3.10	22	3.10	22	3.10	23	
5	文京	3.40	20	3.40	19	3.40	19	3.30	21	
6	台東	3.90	5	3.90	4	3.90	4	3.90	6	
7	墨田	3.72	13	3.72	13	3.72	13	3.72	14	
8	江東	3.66	16	3.66	15	3.66	15	3.66	16	
9	品川	3.58	19	3.58	18	3.58	18	3.58	18	
10	目黒	3.60	17	3.60	16	3.60	16	3.55	19	
11	大田	3.83	8	3.83	8	3.83	8	4.05	3	
12	世田谷	3.90	5	3.90	4	3.90	4	3.90	6	
13	渋谷	3.90	5	3.90	4	3.90	4	4.10	1	
14	中野	3.78	10	3.78	10	3.78	10	4.05	3	
15	杉並	4.03	2	4.03	2	4.03	2	3.78	11	
16	豊島	4.00	3	3.90	4	3.90	4	3.85	8	
17	北	3.75	12	3.75	12	3.75	12	3.75	13	
18	荒川	4.10	1	4.10	1	4.10	1	4.10	1	
19	板橋	3.70	14	3.70	14	3.70	14	3.70	15	
20	練馬	3.35	21	3.35	20	3.35	20	3.50	20	
21	足立	2.99	23	2.99	23	2.99	23	3.80	9	
22	葛飾	3.76	11	3.76	11	3.76	11	3.76	12	
23	江戸川	3.68	15	3.26	21	3.26	21	3.30	21	
	平均	3.70		3.68		3.68		3.73		

【計算式】

区長・副区長・教育長〔(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100〕×支給月数

議員〔報酬月額×145/100〕×支給月数

令和6年度目黒区一般会計歳入・歳出予算

(1) 歳入(款別)

款	R5年度当初 B	構成比
1 特別区税	48,828,068	40.8
2 地方譲与税	396,960	0.3
3 利子割交付金	170,300	0.1
4 配当割交付金	878,600	0.7
5 株式等譲渡所得割交付金	850,400	0.7
6 地方消費税交付金	7,369,900	6.2
7 環境性能割交付金	107,800	0.1
8 地方特例交付金	92,200	0.1
9 特別区交付金	17,800,000	14.9
10 交通安全対策特別交付金	25,000	0.0
11 分担金及び負担金	1,715,914	1.4
12 使用料及び手数料	2,418,031	2.0
13 国庫支出金	18,457,351	15.4
14 都支出金	11,735,965	9.8
15 財産収入	187,977	0.2
16 寄附金	7,015	0.0
17 繰入金	3,701,701	3.1
18 繰越金	2,000,000	1.7
19 諸収入	1,795,137	1.5
20 特別区債	1,213,000	1.0
計	119,751,319	100.0

R6年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
49,130,179	37.8	302,111	0.6
425,952	0.3	28,992	7.3
183,200	0.1	12,900	7.6
1,084,600	0.8	206,000	23.4
1,120,900	0.9	270,500	31.8
7,150,300	5.5	△ 219,600	△ 3.0
118,000	0.1	10,200	9.5
1,297,500	1.0	1,205,300	1,307.3
19,500,000	15.0	1,700,000	9.6
25,800	0.0	800	3.2
1,355,949	1.0	△ 359,965	△ 21.0
2,409,964	1.9	△ 8,067	△ 0.3
19,083,953	14.7	626,602	3.4
14,494,434	11.1	2,758,469	23.5
206,760	0.2	18,783	10.0
7,014	0.0	△ 1	△ 0.0
7,628,499	5.9	3,926,798	106.1
2,000,000	1.5	0	0.0
1,751,506	1.3	△ 43,631	△ 2.4
1,047,000	0.8	△ 166,000	△ 13.7
130,021,510	100.0	10,270,191	8.6

(単位: 千円 %)

R6年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
49,130,179	35.5	302,111	0.6
425,952	0.3	28,992	7.3
183,200	0.1	12,900	7.6
1,084,600	0.8	206,000	23.4
1,120,900	0.8	270,500	31.8
7,150,300	5.2	△ 219,600	△ 3.0
118,000	0.1	10,200	9.5
1,297,500	0.9	1,205,300	1,307.3
19,500,000	14.1	1,700,000	9.6
25,800	0.0	800	3.2
1,355,949	1.0	△ 359,965	△ 21.0
2,410,215	1.7	△ 7,816	△ 0.3
18,827,447	13.6	370,096	2.0
15,212,570	11.0	3,476,605	29.6
206,760	0.1	18,783	10.0
8,501	0.0	1,486	21.2
9,885,535	7.1	6,183,834	167.1
7,317,185	5.3	5,317,185	265.9
1,996,569	1.4	201,432	11.2
1,047,000	0.8	△ 166,000	△ 13.7
138,304,162	100.0	18,552,843	15.5

(2) 歳出(款別)

款	R5年度当初 B	構成比
1 議会費	710,196	0.6
2 総務費	9,667,472	8.1
3 区民生活費	11,218,084	9.4
4 健康福祉費	61,853,700	51.7
5 産業経済費	1,289,512	1.1
6 都市整備費	11,672,107	9.7
7 環境清掃費	5,137,018	4.3
8 教育費	13,932,370	11.6
9 公債費	2,842,823	2.4
10 諸支出金	1,028,037	0.9
11 予備費	400,000	0.3
計	119,751,319	100.0

R6年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
731,883	0.6	21,687	3.1
11,991,476	9.2	2,324,004	24.0
14,143,899	10.9	2,925,815	26.1
63,197,075	48.6	1,343,375	2.2
905,665	0.7	△ 383,847	△ 29.8
12,165,583	9.4	493,476	4.2
5,234,198	4.0	97,180	1.9
19,302,318	14.8	5,369,948	38.5
1,112,854	0.9	△ 1,729,969	△ 60.9
1,036,559	0.8	8,522	0.8
200,000	0.2	△ 200,000	△ 50.0
130,021,510	100.0	10,270,191	8.6

(単位: 千円 %)

R6年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
739,562	0.5	29,366	4.1
12,691,345	9.2	3,023,873	31.3
14,392,956	10.4	3,174,872	28.3
66,869,065	48.3	5,015,365	8.1
925,515	0.7	△ 363,997	△ 28.2
12,307,769	8.9	635,662	5.4
5,226,442	3.8	89,424	1.7
20,043,502	14.5	6,111,132	43.9
1,112,854	0.8	△ 1,729,969	△ 60.9
3,695,152	2.7	2,667,115	259.4
300,000	0.2	△ 100,000	△ 25.0
138,304,162	100.0	18,552,843	15.5

*R6年度補正は補正2号後予算

*比較増減・増減率は対R5年度当初比

令和5年度～令和7年度の収支（見通し）

令和6年10月23日現在

（単位：億円）

			令和5年度 (決算)	令和6年度 (当初)		令和7年度 (R6.9予算編成事務処理方針)	
			金額	金額	増減額	金額	増減額
歳入	一般財源	特別区税	515.2	491.3	△ 23.9	522.5	31.2
		特別区交付金	212.1	195.0	△ 17.1	195.8	0.8
		その他一般財源	183.4	196.9	13.5	133.4	△ 63.5
	特定財源	特別区債	7.5	10.5	3.0	48.9	38.4
		その他特定財源	415.2	406.5	△ 8.7	446.0	39.5
	歳入合計		1,333.4	1,300.2	△ 33.2	1,346.6	46.4
歳出	人件費		197.4	224.7	27.3	214.4	△ 10.3
	実施計画事業		58.5	123.8	65.3	198.5	74.7
	その他		1,003.0	951.7	△ 51.3	933.7	△ 18.0
	歳出合計		1,258.9	1,300.2	41.3	1,346.6	46.4
収支状況(歳入合計－歳出合計)			74.5	0		0	

（注1）各項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

令和7年度財政収支見通し（R6.9.2 令和7年度予算編成事務処理方針（抜粋））

令和5年度決算は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から5類感染症に引き下げられたことに伴い社会経済活動の正常化が進むことが見込まれた一方で、ウクライナ情勢の長期化による原油価格・物価高騰及び円安の影響などにより先行き不透明な景気動向であったが、特別区税が雇用・所得環境の改善などから過去最高額を更新するなど、歳入一般財源としては、前年度比56億円の増となった。

令和7年度は、歳入面では、令和6年度に行われた個人住民税の定額減税分の復活もあり、特別区税や特別区交付金が堅調に推移するものと見込まれる一方で、不安定な国際情勢などに伴う原油価格・原材料価格の高騰や、ふるさと納税による減収影響の拡大に加え、国による新たな税源偏在是正の動きなどの懸念がある。

歳出面では、子育て支援施策の拡充に伴う経常的経費の増加が続く見込みであり、加えて、原油価格・原材料価格の高騰などの課題に引き続き対応していく必要がある。さらに、現在改定作業中の実施計画に定める取組、行財政運営基本方針に定めた5つの重要課題への対応、学校施設をはじめとした区有施設の更新など、中長期的に区政の諸課題に取り組むための経費が積み上がっていく見通しとなっていることに留意する必要がある。

令和7年度当初予算編成に当たっては、各部局からの予算要求が提出される前の現時点において、既に、見込まれる歳入の範囲で予想される歳出をまかなうことができず、数億円の財政調整基金の取崩を行わざるを得ない見込みとなっている。景気変動の影響を受けやすい区の財政構造を踏まえると、今後の社会経済状況によっては、取り崩し額がさらに増加する可能性も否定できない。

以上のことから今後の財政収支は、予断を許さない状況が続くものと見込まれる。

特別職報酬等審議会 資料 3（関係条例等）

- 目黒区特別職報酬等審議会条例 1
- 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 3
- 目黒区長等の給料等に関する条例 7
- 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例 9

令和 6 年 1 0 月

○目黒区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月目黒区条例第47号）

最終改正 平成27年3月10日 条例第14号

目黒区特別職報酬等審議会条例

（設置）

第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、区長の諮問に応じて審議するため、区長の付属機関として、目黒区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（意見の聴取等）

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 審議会は、前項の規定により意見を求められたときは、すみやかに会議を開き、答申しなければならない。

（組織）

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第6条 審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則（平成 27 年 3 月 10 日条例第 14 号抄）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 4 条の規定による改正後の目黒区特別職報酬等審議会条例第 1 条の規定は適用せず、第 4 条の規定による改正前の目黒区特別職報酬等審議会条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。

○目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和32年3月 目黒区条例第3号)

最終改正 令和5年12月7日 条例第47号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

東京都目黒区議会議員報酬および費用弁償条例（昭和31年4月東京都目黒区条例第4号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の減額)

第2条の2 議長、副議長、委員長及び副委員長（以下「議長等」という。）並びに議員が、1年を超えて連続して本会議及び委員会（以下「会議」という。）を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、当該議長等及び議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の額は、別表に定める議員報酬月額から、その額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

3 第1項の規定による議員報酬の減額は、最初に会議を欠席した日から1年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から会議への出席を再開した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで（第8条において「議員報酬減額期間」という。）とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議長等にあつてはその選挙され、又は選任された当月分から、議員にあつては就職した当月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れた当月分までを支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

(月の中途に就職し、又は退職した場合の議員報酬の支給方法)

第4条 議長等（予算又は決算を審査するため設置された委員会の委員長及び副委員長を除く。以下この条において同じ。）及び議員が、月の中途において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合（死亡によりその職を離れた場合を除く。）のその当月分の議員報酬は、前条本文の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。この場合において、議長等が、その職を離れ、その日に再び議長等に就いた場合のその日は、その離れた職に対する議員報酬の額と新たに就いた職に対する議員報酬の額とが、同じであるときは新たな職に、差があるときはその額の多い方の職にあるものとする。

（議員報酬の支給期日）

第5条 議員報酬の支給期日は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第6条 議員（議長等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として、2,000円を支給する。

3 前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、目黒区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第7条 議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、退職し、失職し、又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつ

ては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(期末手当の減額)

第8条 議員報酬減額期間内に基準日がある場合の当該基準日に係る期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(適用除外)

第9条 議長等及び議員が次の各号のいずれかに掲げる事由により会議を欠席した期間は、第2条の2第1項に規定する会議の欠席に含まないものとする。

(1) 出産

(2) 公務上の災害

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったこと。

(4) その他議長がやむを得ないと認める事由

付 則 (令和5年12月7日条例第47号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

職名	議員報酬月額
議長	905,000円
副議長	791,000円

委員長	6 5 8, 0 0 0 円
副委員長	6 2 8, 0 0 0 円
議員	5 9 8, 0 0 0 円

○目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）

最終改正 令和5年12月7日 条例第47号

目黒区長等の給料等に関する条例

東京都目黒区長助役及び収入役の給料諸手当及び旅費条例（昭和22年6月東京都目黒区条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、目黒区長及び副区長（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の額）

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

（旅費）

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表2による。

（その他の給与）

第4条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（支給方法等）

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の180を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第

3号)の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

付 則 (令和5年12月7日条例第47号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

(全部改正〔令和元年条例20号〕)

職名	給料月額
区長	1,058,000円
副区長	847,000円

別表2 (第3条関係)

(一部改正〔平成19年条例1号〕)

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中、内閣総理大臣等の内その他の者の相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額

○目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(昭和31年9月 目黒区条例第24号)

最終改正 令和5年12月7日 条例第47号

目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 教育長の給料の額は、月額741,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が職務のため旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。

(その他の給与)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(支給方法等)

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第5条第2項の規定の例により、その支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、区職員について定められているものの例による。

付 則 (令和5年12月7日条例第47号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。